

【緊急！】消費者トラブル注意報 第111号**若者の副業や儲け話に関するトラブルにご注意ください！**

10代～20代の若者から、副業に関する情報商材やサポート契約の代金として、高額な請求を受けたという相談が寄せられています。

「簡単に稼げる」「必ず儲かる」ことを強調する広告やSNSの情報をうのみにしないようにしましょう。

□相談事例**【事例1】**

インターネットで見つけた、相談に乗るだけで報酬を得られるという副業に登録した。報酬の支払いに必要な個人情報を相手に伝えるために、手続き料の支払いを求められ、クレジットカードで支払った。複数回に分けて10万円支払ったが報酬を得られない。

【事例2】

SNSで簡単な副業を紹介する投稿をみて興味を持ち、投稿者に連絡してマニュアルを購入した。その後、サポートプランを契約するために複数の消費者金融から計200万円の借入れをするように指示された。

■消費者へのアドバイス

- 簡単に稼げるうまい話はありません。勧誘トークをうのみにせず、冷静によく考えましょう。
- 一旦支払ったお金を取り戻すことはかなり困難です。また、借金を返せる保障も一切ないほか、事業者に解約や返金を求めても連絡がとれなくなり、解決が困難になる恐れもあります。借金してまで契約しないようにしましょう。
- どのような作業を行うのか、利益がでる仕組みはどのようなものかなどを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。
- 知人、同級生、先輩や会社の同僚などからの勧誘であっても、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）